

石崎製菓有限会社に対する警告について

平成 2 1 年 7 月 1 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、石崎製菓有限会社（以下「石崎製菓」という。）が一般消費者に販売するえびを原材料に使用したせんべい（以下「えびせんべい」という。）に係る表示について調査を行ってきたところ、次の事実が認められたことから、景品表示法第 4 条第 1 項第 1 号（優良誤認）の規定に違反するおそれがあるものとして、本日、同社に対して、警告を行った。

1 関係人の概要

事業者名	本店所在地	代表者
石崎製菓有限会社	愛知県幡豆郡一色町大字一色字西塩浜 2 0 4 番地	代表取締役 石崎 光太郎

2 違反被疑行為の概要

石崎製菓は、えびせんべいを一般消費者に販売するに当たり、以下のとおりの表示を行っていた。かかる表示は、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである疑いがあるものであった。

表示媒体	7 種類のえびせんべいを掲載したリーフレット（別添写し 1） 6 種類のえびせんべいを掲載したリーフレット（別添写し 2）
表示期間	平成 1 8 年 1 1 月ころから平成 1 9 年 1 2 月ころまで 平成 2 0 年 1 月ころから同年 9 月ころまで
表示内容	「朝一番に水揚げされた三河湾の新鮮な素材をすぐおせんべいに。」「身がよく締まり、独特の甘みをもった「あかしゃ海老」は、三河湾で朝一番に漁獲され、数時間後には海老せんべいに姿を変えています。」「愛知県三河湾の新鮮素材をふんだんに使った 1 2 種（表示媒体 にあっては「1 1 種」）のおいしさ」及び「三河湾で水揚げされたあかしゃえび、松いかを使用した、旨味たっぷりの本格派。」と記載することにより、あたかも、当該リーフレットに掲載されたえびせんべいの原材料に三河湾で水揚げされたえびのみを使用しているかのように表示
実 際	「えびとチーズ」、「えびと梅」、「ごまみそ」及び「えびとごぼう」とそれぞれ称するえびせんべいの原材料に海外で水揚げされたえびのみを、「大海老」と称するえびせんべいの原材料として使用したえびの一部に海外で水揚げされたえびを、「磯の香り」と称するえびせんべいの原材料として使用したえびの一部に国内の三河湾以外の地域で水揚げされたえびを、それぞれ使用しているものであった。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局中部事務所取引課 電話 0 5 2 - 9 6 1 - 9 4 2 3（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部上席景品表示調査官 電話 0 3 - 3 5 8 1 - 3 3 7 7（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法(抜粋)

(昭和三十七年法律第百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(不当な表示の禁止)

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

2 (省略)